

えて問うとすれば先のようにいわざるをえないのである。

とまれ、今日のうわついた中国ブームに乗っている人々がせめてあまり中国を甘くみないためにも、こうした一貫した厳しい姿勢のもとに蓄積されてきた本格的研究の書物が広く読まれることが望ましい。

——中国の国連加盟が決った日——

【中山 弘 正】

徳 永 重 良

『労働問題と社会政策論』

有斐閣 1970.12 230, 11 ページ

黒 川 俊 雄

『社会政策と労働運動』

青木書店 1970.12 225 ページ

〔Ⅰ〕 徳永重良『労働問題と社会政策論』と黒川俊雄『社会政策と労働運動』との二著書は、標題はよくにているが、内容は異質である。まず徳永氏のそれは、著者が「ここ数年間に執筆した論文」に新たな序章を書き加え、体裁・内容にできるだけ一貫性をもたせるように配慮して一冊の単行本としてまとめあげたものである。これにたいして黒川氏のそれは、「大学における〈社会政策〉の講義案に多少筆を加えたもの」であり、いわば概論書＝教科書ともいふべきものである。したがって、徳永氏のそれが、問題を取りあげて、執拗に深く主題を追求してゆく論争書であるのにたいし、黒川氏のそれはあらゆる分野にふれた網羅的なものである。これは、目的が異なる以上、形式・内容もまた異ならざるをえないということから来る必然的な帰結でもある。したがって、それは、一見類似した標題のつけかたの差異にもあらわれている。徳永氏の標題では、『労働問題と社会政策論』というように、労働問題が社会政策論のさきにあるのに、黒川氏のそれでは、逆に『社会政策と労働運動』というように、社会政策が労働運動に先行している。これは、徳永氏が「社会政策現象は、おもに上部構造にかんする事柄であるから、方法的には、その基礎過程をなす労働問題の実態分析のあとで論ずるのが至当である」(228頁)というアプローチの視角をとっているのにたいし、黒川氏は、社会政策を「資本主義の体制内での、ブルジョアジーとその政府の譲歩・改良」(17頁)とし、「階級闘争一般でなく、その現実形態を媒介にして社会政策が成立し、前進と後退をくりかえしつつ展開されてきてい

る」(1頁)という視角から、社会政策と労働運動とのかかわりあい、歴史的に追求するという姿勢をとっていることに由来するものである。われわれは、まず、この両著書の差異を確認し、ついで、それぞれの著書をさらに詳細に検討することにしよう。

〔Ⅱ〕 徳永氏の著書は、社会政策の本質論・方法論を論じた前編と労働問題にたいして「多少とも具体的分析を試みた」後編とからなっている。著者は、まず序章において、社会政策の概念を整理し、「社会政策現象」と「学としての社会政策」にわけ、さらに前者を施策の体系＝「事実としての社会政策」とそれを「主張し促進する一つの社会思想」＝「社会政策的イデオロギー」にわかれ、これらの社会政策現象を研究するのが「学としての社会政策」＝「社会政策論」であることをあきらかにする。このような概念整理の基礎には、かつての社会政策論争における混乱の原因が、「社会政策現象」と「学としての社会政策」の混同にあるという著者の認識がよこたわっている。さらに著者は、資本主義の発展と社会政策との関連を追求して、「社会政策を労働力にかんする資本制国家の政策」と定義する一般的見解を排し、重商主義段階や自由主義段階における国家の政策は、前社会政策であり、本来的な社会政策は、市民法原理の一定の修正、労働運動の発展とそれへの社会主義の影響が定着しはじめた一九世紀末をもって確立したこと、したがって、「社会政策論は段階貫通的な一般法則・原理として説かるべきではなく、段階特殊的な段階論の方法と現状分析的な方法によって展開さるべき」(8頁)ことを強調する。このような社会政策の概念整理の上になつて、著者は、かつての社会政策論争における主要な代表的見解として、大河内一男氏の見解(第一章)、岸本英太郎氏の見解(第二章)、隅谷三喜男氏、氏原正治郎氏の見解(第三章)を取りあげ、その論理構造とその基本的論点を一つ一つあげ、それぞれに鋭い批判を加えている。紙数の制限上、その一つ一つを紹介し、それにコメントを加える余裕はない。

たとえば、氏は「大河内理論」を①社会政策の方法、②対象、③社会政策の経済理論、④社会政策の主体、⑤社会政策の段階規定の夫々にわたって吟味し、批判を加えている。

また「岸本理論」については、①資本蓄積と窮乏化法則、②窮乏化法則と階級闘争、③階級闘争と社会政策の三つの論点について検討を加え、批判をなげかけている。また隅谷理論、氏原理論において、氏の考察ならびに批判の対象となったものは、①社会政策実現の契機としての資本間競争の問題、②社会政策と労働運動＝階級闘争

との関連、③社会政策と労働者の自己疎外の問題(以上隅谷理論)であり、「社会政策から労働問題へ」の志向に関する諸問題(以上氏原理論)であった。見られるように論点は多岐にわたり、しかもそれぞれが重要な問題であり、さきにのべたように、その詳細な説明と批評の余裕はない。しかしこれらの批判を通じて、徳永氏が強調するところのものは、つぎのごとくである。社会政策を経済外的要因からでなく経済そのものの「内在的要因」から説くという見解は、社会政策現象そのものが、「資本制国家の政策として、より具体的には法律、その他の形態をとった法の制定・改廃として現われるのである」(38頁)から不適当であること。また社会政策の目的を労働力の保全におくことは「労働力の再生産が窮極的に貫徹せざるをえないという必然性、かかる資本主義社会の法則＝〈自然律〉が、……社会政策の必然性と等置されてしまい、社会政策の有無にかかわらず貫徹するという性格のものであることが不明確になってしまう」(53頁)こと。経済学の「原理論では、個々の資本の無政府的な活動が究極的に帰結せざるをえないところのものを、法則として展開するのであるから、個々の資本と対立した形で〈総資本〉が想定されるわけではない」(56頁)。したがって社会政策の主体は、総資本というよりは、資本主義国家であり、国家の具体的機能こそが分析されなければならない(57頁)こと。窮乏化説＝賃金の労働力の価値以下への不断の低下説に社会政策を結びつけることは問題であること(65～90頁)等々である。この前編は、序章とともに、すぐれた統一性をなしており、個々の論点とその批判の展開に問題があるにしても、社会政策論争のすぐれた要約書であることはいうまでもない。かつての社会政策論争をふりかえり、そこでの問題を整理して前進しようとするものは、必ず一読すべきであろう。しかも本書の前編の特徴は、それが単なる論争史のすぐれた理論的要約であるとともに、それより一步ぬけ出しているということである。それは、氏が、重商主義段階や自由主義段階における国家の改良政策をもふくめて国家の改良政策を社会政策とする通説にたいし、市民法原理の一定の修正、労働運動の発展とそれへの社会主義の影響の定着が見られた一九世紀末をもって、はじめて本来的な社会政策が確立したとのべている点である。したがって、氏においては、イギリス初期の工場立法は、いわば前もしくは先社会政策として、本格的な社会政策を解明するための礎石としての意味をもつにすぎない。市民法と労働法との関連から見ても、氏の指摘は重要であり、社会政策に関する論議を一步すすめる重要な寄与を

なすものであろう。氏の前編における精密な論理展開と、行間に熱情のにじみ出た分析は、この新しい視角によってはじめて可能になったものといえるであろう。

ところで社会政策をこのように理解するとすれば、それは、資本主義の経済運動の分析(氏のいう原理論)を基礎にして、さらに産業資本主義の帝国主義への転化を背景とし、労働者階級の階級闘争と資本主義国家の対応、市民法と労働法との関連、社会思想の展開とその関連を追求しなければなるまい。しかしそのためには、まず何よりも、経済理論の領域における労働力商品の運動法則があきらかにされ、ついでその帝国主義段階における特性が析出され、さらに、労働組合と労働者政党の運動と政策が、その歴史的特性に応じて具体的に展開されなければならないまい。徳永氏の著書の後編は、そのことを目指したものであろう。第四章、労働経済論の意義と限界、第六章、資本主義の発展と労働市場は、その経済論の吟味を対象とするものであり、第五章は西ドイツの賃金と労使関係を具体的に分析したものであり、第七章、マルクス主義と労働組合は、藤田若雄氏の所説(誓約者集団の理論)を批判しつつ、労働組合の本質と機能をあきらかにしようとしたものである。しかし卒直にいわせてもらえば、社会政策の方法論、本質論を論じた前編の精緻な論理構成と一貫した論理と光彩をはなつ叙述に比して、後編はやや力抜けの感をまぬがれない。それは、本書が論文集であったという性格から必然的に由来するものであると同時に、ここで論じられた対象が(第五章を除き)まだ若い研究領域であることに由来する。労働経済論の対象と方法(アメリカの労働経済論を別として)についても、研究者の間には共通の見解はまだ確立していないし、氏も指摘するように、いわゆる「プラン問題」についても、われわれの間に、大きな見解の差がよこたわっている。また最近の経済・社会・政治状況から、根本的な再検討を要請されている労働組合の機能に関しても、「労働組合をたんなる労働力の売手の組織とみるか、さらに賃労働そのものを廃止する運動の一環として位置づけるかは、マルクス主義的労働組合観とそうでないものとを区別する決定的なちがいである」(214頁)といえるかどうかにかえヴィットリオのいわゆる「伝導ベルトの理論」の批判をはじめとして、根本的な疑問がなげかけられているのである。氏は、学界の状況に関してつぎのようにのべている。「脱社会政策論的傾向は一面で精緻な個別実証的研究を促進したが、他面、マルクス経済が本来もっていた、研究対象を全機構的に把握するという方法を後退させてきたように思う」(90頁)(この点は氏の指摘する通りで

ある)。「〈論争〉は決して〈終結〉したわけでも決着がついたわけでもない」「社会政策論は、決着がついたところか、むしろこれから、真に科学的なマルクス経済学の方法にのっとって、理論的にも実証的にも深化し、発展させなければならない」(91頁)。だが果してそうであろうか。氏もあきらかにしたように、社会政策とは、労働運動の一定の発展段階において生まれた資本主義国家の施策の体系であった。したがって、かつて氏原正治郎氏が提唱したように、社会政策から労働問題へとといわれる労働問題の領域は、社会政策よりはるかに広く、その視野もまた「資本主義国家」の視野をこえるものである。そして、いまわれわれに要請されているものは、むしろ、そのような特定の視野から解放された労働問題それ自身の、まずとらわれない立場での経済学プロパーの理論の再検討、構築であろう。労働経済論や労働市場論や賃金論をはじめとする各領域のすぐれた理論的実証的研究が発表され、氏自身もまた、本書の後篇において、すぐれた鋭い考察を示しているのもまたこの理由にほかならない。ただ、われわれはまだ、共通の財産を確認し、それらを理論化し、体系化するのに成功していない。しかし将来、それは必ずや多くのすぐれた研究者によって達成されるであろう。しかしそれは、社会政策という特定の視野から解放された形で遂行されるであろう。社会政策に関する論争がもし、行われるのなら、そのような成果の達成をふまえてのことであろう。その意味において、かつての社会政策論争は、終わったのではなくて、やんだのであり、もっといえば、しばんで消えてしまったのである。「脱社会政策論的傾向」は当分続くであろうし、また続くことが有意義でもある。社会政策論争の復活は急ぐべきでもないし、また復活は、当分おこらないであろう。そして、その意味で、徳永氏の本書は、社会政策の標題を付した最後の、しかし最良の書の一つであるように私には思えるのである。

〔III〕 黒川俊雄氏の著書『社会政策と労働運動』は、さきの徳永氏の著書が論争論文集であったのにたいして、社会政策の概説書である。徳永氏が、社会政策のより精確な概念規定を創出するために、大河内、岸本、隅谷、氏原の各氏の諸理論を克明に検討し、批判し、社会政策は単なる資本主義国家の改良政策ではなくして、労働運動が発展し、社会主義の労働運動の影響が定着した段階における資本主義国家の改良政策の体系であり、そこでは、単なる階級闘争一般が問題ではなくして、いかなる階級闘争かが問題であると腐心していた苦悩の姿はない。氏は、序論社会政策の分析視角において、社会政策は

「資本主義の体制内でのブルジョアジーとその政府の譲歩・改良にほかならない」(17頁)という通説に立脚し、資本主義社会における改良の二重性に関するレーニンの命題に依拠して、社会政策の二重性を析出する。その際、社会的総資本による労働力保全といういわゆる「大河内理論」の命題は、「資本の抑圧と搾取のもとで生み出される労働者自身の労働力保全の要求」(14頁)の投影と規定され、社会政策は、さらに階級闘争一般ではなくして、「プロレタリアートの階級闘争が大衆的性格をおびてきたばあい」ブルジョアジーが弾圧から改良・譲歩に移行することによって成立することが指摘される(16頁)。そして、社会政策のこの概念規定を基軸として、第一章資本主義発展の諸段階と社会政策の史的展開では、自由競争段階、独占形成過程、独占段階(①、第一次世界大戦前、②第一次世界大戦後、③第二次世界大戦後)の社会政策が追求される。序論とこの第一章が、いわば社会政策の本論ともいえるべきものであり、第二章以下は社会政策の各論ともいえるべきものであって、労働組合に対する社会政策(第二章)、労働時間にたいする社会政策(第三章)、婦人・年少労働問題と社会政策(第四章)、失業にたいする社会政策(第五章)、労働災害、職業病に対する社会保障(第六章)、最低賃金制(第七章)、社会保険・社会保障制度(第八章)、社会政策と公害、住宅、都市問題(結論)が叙述される。見られるように、ここでは、社会政策に関係のある分野がほとんど網羅されており、社会政策をはじめ勉強する初学者にとっては、極めて親切な著書となっている。ただ初学者の入門と理解のためと思われるが、本来統一的な国家の改良政策の体系(したがって、それぞれの労働運動の発展の局面と各国の特性に応じて、ある時には、労働組合の問題が、ある時には労働時間の問題が強調され、発展は不均等であった)が、このように、労働組合にたいする社会政策、労働時間にたいする社会政策等々というように項目別に叙述されることによって、読者の社会政策にたいする統一的理解が、却ってさまたげられるのではないかという危機も生ずるが、単なるとりこし苦勞であれば幸いである。

【吉村 励】